

愛知地方最低賃金審議会

第3回 愛知県自動車（新車）小売業 最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年10月1日（木）午前10時30分～午前11時50分
- 2 場 所 愛知労働局 4階賃金課隣会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 2名（欠席1名）
- 4 議 題 令和2年度 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 労働者側委員からは「引上げ額8円を主張したいが、少し厳しいのではと思っている。コロナ対応の特殊な環境で、労使が一体となってこの状況に対応してきた。一方、上期の4－6月は厳しい状況だったが、7月以降各社とも回復し単月黒字の会社も出てきている。10月以降の通期での業績回復に期待している。」との主張がなされた。
 - (2) 使用者側委員からは「現時点では前回申し上げたとおりである。今、労働者側から労使一体でこの難局に立ち向かっているとの話があり、それが我々で理解できる範囲であればプラスアルファも考えたい。」との主張がなされた。
 - (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行った。
 - (4) 労働者側委員から「他の業種を鑑み、業界の受注も回復基調にある。また他県に比べても最賃額が低い。コロナ対応の特殊な環境を踏まえ、引上げ額2円としたい。」との主張がなされた。
 - (5) 使用者側委員からは「労働者側の主張も一部理解すべき点もあると考え、プラス1円までは可能であると改めたい。」との主張がなされた。
 - (6) 部会長から、これ以上の歩み寄りには困難との判断から、公益案として“引上額2円、時間額943円”が提示され採決となった。
 - (7) 採決の結果、賛成多数で公益案どおり結審した。その上で、同内容にて10月14日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告することとされた。
- 6 配付資料
なし

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県自動車（新車）小売業 最低賃金専門部会

日 時 令和2年10月1日（木）
午前10時30分から

場 所 愛知労働局4階 賃金課会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

公 益 案

愛知県自動車（新車）小売業最低賃金

現行最低賃金額

時間額 941円

[時間額]

引上額

2円

引上率

0.21%

改定額

943円

(案)

令和2年10月1日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県自動車(新車)小売業

最低賃金専門部会

部会長 中山恵子

愛知県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、第497回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

大塚 正 樹

南 雲 貴 志

南 裕 貴

使用者代表委員

梶 原 弘 司

戸 谷 崇 宏

福 和 良 夫

公益代表委員

中 山 恵 子

池 田 桂 子

中 山 徳 良

愛知県自動車（新車）小売業最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 自動車（新車）小売業
 - (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 943 円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
愛知地方最低賃金審議会の決定による。